大淀町告示第３１号

令和８年１１月　９日

奈良県吉野郡大淀町大字桧垣本２０９０番地

大淀町長　辻　本　　眞　宏

申請不動産の登記移転等に係る公告について

次の認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について、地方自治法第２６０条の４６第１項の規定により公告します。

当該認可地縁団体が所有する次の不動産について、その所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある登記関係者等は、この公告期間内において申し出てください。

なお、異議を述べることができる登記関係者等は、次の不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は不動産の所有権を有することを疎明する者です。

１　申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名称：北六田区

区域：大淀町大字北六田区全域

主たる事務所の所在地：大淀町大字北六田２番地の６

２　申請不動産に関する事項

（１）土地

地目	面積	所在地
山林	242㎡	北六田103番地の1
山林	52㎡	北六田103番地の2
公衆用道路	129㎡	北六田103番地の3
山林	1,745㎡	北六田107番地
山林	7,950㎡	北六田226番地の1
山林	1,258㎡	北六田245番地の4
山林	14,797㎡	北六田245番地の13
公衆用道路	309㎡	北六田245番地の14
山林	247㎡	北六田252番地
山林	75㎡	北六田259番地の1
山林	73㎡	北六田259番地の2
山林	15,403㎡	北六田336番地の2

公衆用道路	9.54㎡	北六田336番地の6
山林	483㎡	北六田336番地の7
公衆用道路	247㎡	北六田336番地の8
山林	964㎡	北六田353番地の6
山林	2,490㎡	北六田353番地の16
山林	1,901㎡	北六田353番地の18
公衆用道路	16㎡	北六田353番地の19
山林	3,529㎡	北六田367番地の5
山林	200㎡	北六田367番地の13
山林	1,577㎡	北六田373番地の1
山林	954㎡	北六田373番地の2
山林	284㎡	北六田373番地の4
山林	64㎡	北六田373番地の5
原野	199㎡	北六田373番地の6
公衆用道路	432㎡	北六田373番地の7
公衆用道路	51㎡	北六田373番地の8
山林	22㎡	北六田373番地の9
山林	268㎡	北六田373番地の10
山林	5,673㎡	北六田409番地の1
山林	765㎡	北六田409番地の24
山林	1,482㎡	北六田409番地の25
畑	187㎡	北六田409番地の26
公衆用道路	88㎡	北六田409番地の28
山林	1,062㎡	北六田480番地の1
公衆用道路	127㎡	北六田480番地の2
公衆用道路	329㎡	北六田491番地

（２）表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名	持分	住所
辻内　啓孝	持分２０分の１	北六田275番地
辻本　信次	持分２０分の１	北葛城郡上牧町片岡台三丁目１番地
磯野　チヨ	持分１００分の１	大阪府大阪市東成区大今里四丁目１番15号
吉村　信子	持分１００分の４	大阪府柏原市国分西二丁目３番56号
金田　健	持分２０分の１	高市郡高取町谷田286番地
高垣　善隆	持分２０分の１	和歌山県和歌山市手平171番地
小西　治郎	持分２０分の１	北六田124番地
小西　誠治	持分２０分の１	北六田165番地

小西　関藏	持分２０分の１	北六田 13 番地
森本　スミ子	持分２０分の１	橿原市北越智町 345 番地桃寿園
森本　タキノ	持分２０分の１	大阪府大阪市西成区長橋三丁目１番 27 号
森本　佳成	持分２０分の１	大阪府大阪市中央区玉造一丁目１番 25-3306 号
森本　純弘	持分２０分の１	大阪府茨木市末広町 11 番 25 号
井澤　博二	持分２０分の１	北六田 187 番地
井澤　宏行	持分２０分の１	橿原市中曽司町 107 番地の 38
井澤　由利子	持分２０分の１	北六田 204 番地
村岸　チヨノ	持分２０分の１	大阪府大阪市東住吉区西今川町一丁目 32 番地
桃谷　たか子	持分２０分の１	大阪府八尾市刑部二丁目 163 番地の 11
米田　實	持分２０分の１	北六田 178 番地
浦西　幸司	持分２０分の１	北六田 180 番地
熊本　昇	持分２０分の１	北六田 392 番地の 2

3　公告期間

令和８年１１月　９日から令和９年　２月２８日まで

4　異議を述べる方法

大淀町長に対し、地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）第２２条の３第３項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であること及び申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて提出してください。